

国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準

平成16年 4月 1日
規則第59号

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学の教授、准教授、講師及び助教の選考は、この基準により行う。

第2条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授の経歴のある者
- (5) 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (6) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者
- (7) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者と認められる者

第3条 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- (4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (5) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

第4条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

第5条 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 第2条、第3条又は前条に規定する教授、准教授又は講師となることのできる者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 6 日規則第 3 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準の一部改正に伴う経過措置）

4 改正後の国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準第 2 条第 5 号及び第 3 条第 2 号の規定の適用については、この規則の施行前における助教授としての在職は准教授としての在職とみなす。

5 改正後の国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準第 3 条第 3 号の規定の適用については、この規則の施行前における助手としての在職は助教としての在職とみなす。